

中野区教育委員会会議録 平成24年第7回臨時会

○開会日 平成24年12月21日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時05分

○閉 会 午前 11時23分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員（8名）

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事（子ども教育経営担当）	白 土 純
副参事（学校再編担当）	石 濱 良 行
副参事（学校教育担当）	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事（知的資産担当）・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事（学校・地域連携担当）	荒 井 弘 巳
副参事（子ども教育施設担当）	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

高 木 明 郎

委 員

大 島 やよい

○傍聴者数 0人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第44号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を
改正する規則

[協議事項]

(1) 中野区立小中学校再編計画(第2次)【案】について(学校再編担当)

中野区 教育委員会
第7回臨時会
(平成24年12月21日)

午前10時05分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第7回臨時会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第44号議案「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

では、お手元の資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

第44号議案「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。お手元の資料の一番下に記載しましたがけれども、提案の理由につきましては、幼稚園教育職員の管理職手当を改定する必要があるということでございます。

2枚目の資料に沿って内容についてご説明させていただきます。改正する規則は、こちらに記しました中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則でございます。こちらの規則についてですけれども、この規則自体は、11月30日に一部改正手続の議決をいただきました、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条第3項に規定されている内容に基づきまして、管理職の手当について、受ける対象者ですとか受ける範囲、支給方法等を定めている規則でございます。

こちらの改正の理由でございます。平成24年特別区人事委員会勧告で中野区立幼稚園教育職員の給料表の引き下げの改定を行いました。これに伴って、4級——園長の給料に該当する部分ですけれども——に係る管理職手当の額が、同級における最高号給の給料月額100分の20を超えることになってしまいました。これに伴う改正でございます。

下の囲みのところをごらんください。条例の第10条第2項におきまして、「管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額¹の100分の20を超えない範囲とする」ということになっております。こちらの計算式によりまして、超えない範囲ということで、9万1,200円ということで金額を定めるというものでございます。

こちらの資料の裏面に新旧対照表がございます。園長の手当につきまして、9万1,400円を9万1,200円に改定するというものでございます。

施行時期は平成25年1月1日ということでございます。

こちらの手続に関してですけれども、人事委員会の承認ということでございます。こちらでも、条例第10条第3項に基づいて12月20日付で人事委員会に承認申請をいたしております。それで、同日付で承認が済んでおります。

私からのご説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

今のご説明で、条例の第10条第2項で「最高の号給の給料月額¹の100分の20を超えない範囲」ということで決められているのだけれども、今回、この給料月額を下げたので、もともになる金額が変わってきたので超えることになってしまったと思うのです。済みませんが、ちょっと記憶がはっきりしないので確認したいのですけれども、先般、給料月額についての規則を改正したということによろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

11月30日に、こちらの規則のもととなっております条例の一部改正手続を議決いただいております。こちらの条例の中に給料表が規定されております。この給料表の改定をしたことに伴って今回の改定が必要になったということでございます。

大島委員

そうしますと、そのときの11月の改正で給料月額が少し下がったということによろしいのですよね。ちょっとそれを忘れてしまったものですから。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおりでございます。

山田委員

いろいろな手当というのは、その条例に基づいて上限額を決めているということで、そ

れに合うように今回改正されたということではないかと思うのですが、人事委員会というのは、こういった人事の給料面のことの検討をするだけでなく、労務管理とかいろいろなことをやっているところと私も聞いているのです。ですから、そこでもう一度意見を求めて承認を受けているということですので、特に問題はないかと思います。

高木委員長

1点、私の理解がちょっと不足していると思うのですが、2枚目の資料に「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について」というタイトルになっていますね。それで、改正する規則が「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則」。今回の上程は、「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」なのですね。この改正する規則をつくって、この管理職手当に関する規則を改正するという事ですよね。施行予定日とあるのですが、中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則にこの施行日は入るのですか。裏面のところにある新旧対照表のほうには、「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表」なので、済みませんが、よくわからないのです。これで改正する規則を改正することによって、自動的に「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則」の施行日も入るというイメージでよろしいのですか。

副参事（学校教育担当）

説明が不足してしまして済みません。

「第44号議案」と書きました資料の裏面に一部を改正する規則が掲載されております。これが一部を改正する規則の中身になります。こちらの改正が行われることによって、もう1枚の、説明をさせていただいた資料の裏面のような新旧対照表の改正案のほうの形になるということで、こちらのほうに附則として「平成25年1月1日から施行する」という形で明記されることになります。

高木委員長

そうすると、「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」というのは、附則を入れてこの5行だけということですか。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおりです。

高木委員長

そうすると、新旧対照表は、「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則」の

規則ですか。それとも規則の一部を改正する規則ですか。

副参事（学校教育担当）

規則の新旧対照表ということで、現行と改正案ということでお示したものでございます。

高木委員長

では、新旧対照表の表題の「の一部を改正する規則」はとってしまっているんですね。

副参事（学校教育担当）

はい。申しわけありません。

高木委員長

了解しました。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第44号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議決案件の審査を終了いたします。

<協議事項>

高木委員長

次に、協議事項に移ります。

「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】について」の協議を進めます。

前回の協議から引き続き、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

高木委員長

そうしましたら、前回の協議で、意見交換会で少し出た上鷺宮一丁目・二丁目の指定校変更の取り扱いで協議した際に、ほかに同じような地域の町会等と統合校の校区との整合性について、意見交換会などで意見があったかどうか事務局のほうで確認していただくよ

うに私のほうからお願いしたと思うのですが、その件について報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

前回の協議の中でこの上鷺宮一・二丁目のほか、通学区域の変更について、地域との関係で質疑、意見等、意見交換会ではどうだったのかということがありました。私のほうで再度確認をいたしました。4か所ほど、通学区域の見直しについて質疑、意見等がございました。いずれの場所につきましても、小・中学校の通学区域の整合性が既にとられていること、または、この再編により小・中学校の通学区域の整合が図られること、それから、望ましい規模の学校を確保するためにどうしても必要なことといったことを説明いたしました。そういったことで、その質疑、意見等についてはご理解をいただけたというふうに考えております。この上鷺宮一・二丁目についてもそういった説明をいたしました。「それを踏まえてさらに検討してほしい」ということで意見として残っているというふうに考えております。

大島委員

その点について見直しを求めていらっしゃる方のご意見では、町会が分断される、見直しをすればその分断がある程度解消するというような点があったかと思うのですが、町会と通学区域を合わせるということについては、事務局のほうではどんなふうに考えているのか。それから、現実に町会をどの程度考慮できたのかというか、町会との関係はどんな状況でしょうか。

副参事（学校再編担当）

今回の小・中学校の通学区域の見直しにつきましては、第一の原則が、小学校と中学校の通学区域の整合性を図っていくということで見直しをかけました。その際に、町会、自治会、そういったもののエリアとの整合性もなるべく尊重するというように考えております。町会につきましては108ほどございますので、全ての町会について整合性を図ることは難しいということがございます。また、町会については、幹線道路をまたいで町会のエリアが設定されているものがありますので、それに合わせるためにわざわざ通学区域のほうを幹線道路をまたがすようなことを設定することも難しいのかなというふうに考えております。したがって、今回の見直しで小・中学校の通学区域の整合性を図る上で、町会のエリアを見直すことができたところがあります。しかしながら、全てについて見直すことはできなかったということになっております。

大島委員

ちょっと確認したいのですけれども、現鷺宮小学校に通っている地域は、我々の素案によりますと、当面は同じ鷺宮小学校に通い、八中の場所に統合新校ができた場合には八中に行くということになりますと、今、鷺宮小学校では新青梅街道と中杉通りを横断していく児童がいるということなのですから、当面は同じですから変わらない。もし八中の統合新校の位置にできた統合新校になっても、やはり新青梅街道と中杉通りを横断する児童がいるという状況になるということだと思っております。一方、「見直してほしい」というご意見に従って、上鷺宮小学校のほうに小学校の通学区域を変えたとしますと、横断するのは中杉通りだけということにはなるようです。全体として見ますと、現状でも新青梅街道と中杉通りを横断して鷺宮小に行っているということからしますと、素案のとおりにしても、そんなに過酷になるということにはならないかというふうに思うのですけれども、事務局としてはどうでしょうか。

副参事（学校再編担当）

この地域のお子さんにつきましては、現在、鷺宮小に通っております。鷺宮小に通うためには、新青梅街道を渡らなければいけない。それから、一部の地域のお子さんについては中杉通りも渡らなければいけないということで、そういったことで、中杉通り、新青梅街道を渡って通学しているという事実はございます。

統合した場合に、これは八中の位置を統合新校に予定しておりますので、新青梅街道は渡らなければいけない。それから、今まで中杉通りを渡らなかったお子さんが今度は中杉通りを渡る、逆に、今まで中杉通りを渡っていたお子さんは中杉通りを渡らないで済むというようなことがございます。したがって、今まで以上に過酷な通学を強いるということにはならないというふうに考えております。

大島委員

中学校についてなのですけれども、中学校は、現在、八中が指定されているわけです。素案によると、現在の若宮小の場所に統合新校をつくるという計画なわけですから、八中ですと、新青梅街道と中杉通りを横断する児童がいる。統合新校が若宮小の位置になると、新青梅街道、あるいは中杉通りを横断する児童がいる。さらに、西武線の踏切を越えるという児童が出てくることになるかと思うのです。一方、見直し意見によりますと、中学校は北中野中に通うという意見なわけですから、そうしますと、中杉通りを横断する児童がいるだけということのようです。中学校の通学についての条件が悪くなるのではないかというような点についてはどうでしょうか。

副参事（学校再編担当）

中学生につきましては、現在は八中に通っております。これを北中野中に変えた場合には新青梅街道を渡らなくて済むということがございます。それから、統合後の統合新校に通う場合には、幹線道路以外に西武新宿線を渡らなければいけないということは事実としてございます。西武新宿線につきましては、鷺宮駅が橋上駅舎になっておりますので、そこに自由通路がございます。したがって、ここを通ることも可能だというふうに考えております。

それから、中野区としては、将来的には野方駅以西の西武新宿線についても地下化をしてほしいということで働きかけをしているところです。そういったことの状況の推移ということも見守る必要があるかなというふうに考えております。

高木委員長

意見交換会でも、「通学距離を長くしてまで小・中学校の通学区域の整合性を図る必要があるのか」というご意見がありまして、我々も議論した中で、やはり小中連携教育の推進ということで小学校と中学校の通学区域の整合性を図る。それで、新たな中学校区をきちっと設定して、そこをブロックにして地域・家庭と学校が連携して教育をやっていく。その際に、小学生のほうが通学に無理がきかないので、小学校の通学区域を基本的には尊重してやっていく。その際に、可能な限り、その次の優先順位として、町会の整合性もなるべく図るという形をとりましたので、基本的なスタンスから言うと、素案のとおりということですね。ですから、その素案を覆すほど非常に大きな問題があるかどうかということ判断しないといけないと思うのです。

大島委員

そういう通学の点でいきますと、変更を求める意見と素案とを比較しますと、小学校の通学については新青梅街道を横断しなければいけない児童が出てくるという状況については、今も発生している状況であるということで、現状より過酷になるということはないという点と、中学校の通学については、確かに新青梅街道を横断する生徒が出てくるという点で、少し大変な生徒も出てくるかもしれませんが、中学生ですから、交通安全などに対する対処の能力というのも上がっているという点。それから、今説明を受けた鷺宮駅の状況等を考えると、中学生にとってそれほど過酷な通学であるという状況でもないのかなと思います。通学距離を比較しましても、小学校では上鷺宮小学校に通うよりも素案のほうが若干短いという点。中学校についても、統合新校舎が若宮小にできた場合、

直線距離で最長で1.1キロ、北中野中に通う場合には最長で直線距離で1キロということで、さほどの差がないというようなことを考えますと、修正を求める意見と素案と比べて、素案のほうが過酷だということにはならないかなというふうに私は感じております。

教育長

今、大島委員のお話ししていただいたご意見に私も賛成です。なおかつ、この再編計画を議論していく中で、教育委員会として、小中連携ですとかいろいろ追求してきたわけですが、適正な学校規模ということも追求してきていまして、中学校も、学校によって生徒数にかなり差がある中で、なるべく平準化をしていこう、また適正な規模を求めていこうということで議論してきた経過があると思います。その中では、今の北中野中と新しく若宮小学校にできる中学校、それ以外の中学校でも適正規模を満たしているというふうに考えていますので、素案のとおりでよろしいのではないかなというふうに思います。

高木委員長

現状で、新青梅街道を横断するに当たって、通学上の安全対策というのはあるのですか。例えば、横断に対して何か補助者が出ているとか、あるいは、緑野小学校とかほかをやっていますけれども、地元の方が立っているとかというのはあるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

小学校につきましては、指導員ですとか地域の方、そういった方で通学路の安全を確保しているというふうに聞いております。

高木委員長

それでは、上鷲宮一・二丁目に関しては、素案のとおりということでよろしゅうございますか。

山田委員

先ほど委員長からご発言がありましたように、今回の改定の基本的な事項の中で検討していくわけですが、基本的には小・中の連携ということで、中学校を一つの校区としてその小学校を当てはめるということの基本線の中で、小学校の通学区域を基本として中学の通学区域を変えていくという基本方針はなるべく揺るがないほうがいいのかなというふうに思うのです。それ以上に、通学上の安全ということを前期の再編のところでも区民の皆さんからいろいろご意見をいただいていますので、その辺を勘案すると、先ほど大島委員からご発言がありましたように、現状、通っている子どもたちがいるということ踏まえ、それほど安全性が損なうということまではいっていないかなと思います。

し、実際に通学距離は、小学校については素案のほうが少し短いということもありますので、子どもたちの負担は素案のほうがより少ないだろう。特に小学校の低学年についての配慮が必要なのではないかなというふうに思います。

もう一つは、町会のことです。先ほど事務局から説明があったように、なるべく町会には沿いたいですけれども、意に沿わないところも出てくるということを考え合わせると、貴重なご意見をいただきましたが、全体的なバランス等を考えたら素案でいくほうがよいのではないかなというふうに思います。

高木委員長

課題等の整理ということで前々回から協議をしております、再編計画改定全般、再編計画改定に関する考え方、今後の再編計画の具体的内容、これが中野神明小・多田小・新山小学校の統合、第三中・第十中の統合、桃園小・向台小の統合、第八中・北中野中学校の通学区域の変更、これはかなり具体的なお話で意見も強かったところかなと思います。あと、学校再編に当たっての具体的な検討。この中では、今、山田委員から指摘があった通学の安全対策も含まれておりました。それから、指定校変更の取り扱い。ちょうど今の上鷲宮地域のこと。それから、学校再編以外の施策に係ることということで、一通り議論をしたと思うのですが、あと、各委員から、もう少しここがあったよとかありましたら、ぜひご発言いただきたいと思います。

山田委員

前回、私も少しお話しさせていただきましたが、傍聴者の方のご意見の中で、子どもたちの健康被害について、幹線道路に近い学校においては、例えば気管支ぜんそくなどの発症が危惧されるというご意見をいただいたわけですが。先日、事務局のほうの明確なご回答があって、幹線道路もしかりですけれども、中野区全体において健康被害を有するような大気上の汚染は認められていないということが確認されたわけですが。中野区に限らず、今の子どもたちの健康の中で、アレルギーを有する子どもたちがふえていて、ぜんそくそのものはだんだんふえてはいるけれども、このぜんそくの子どもたちが幹線道路に近い小・中学校で多くなっているという明らかな数字はないのだろうと私は思うのです。それは、学校医の先生方とお話をした上でも、昔は環七ぜんそくとかいうことがありましたけれども、都のほうのいろいろな取り組みもあって、そういったことも終息してきておりますので、幹線道路に近いから子どもたちに有害な事象をふやす危険があるということまでは至っていないのではないかなということですが。ご意見をいただいて私たちもいろいろ調べてみ

たわけですけれども、そういったことで幹線道路が云々ということの心配はないということで、私はよろしいのではないかなと思います。

大島委員

最近も、素案に対する説明会を開いてほしいというようなご要望におこたえして、事務局のほうで、東中野地域で2回ですか、説明会をやったということも報告を受けております。そこでの強いお気持ちとして、やはり三中を残してほしいというご意見があったということは我々も強く認識しているところです。三中を残してほしいというご意見は、心情的にはもっともだと思いますし、できることならそういうふうにしたいなという気持ちがないわけではありませんが、心情的な気持ちの問題と、この全体の再編計画を我々がつくったときのいろいろな考え方、それから、具体的に当てはめていったときのことを考えますと、やはり三中と十中で統合することがいいだろうという我々の結論ですし、校地面積ですとか、地理的状况ですとか、三中と十中のいろいろな条件を比べてみますと、十中のほうがいろいろな面においてふさわしいという評価をしましたので、全体としては、どちらを選ぶということになると、十中を選択せざるを得ないということになります。心情云々のことはちょっと別にして、現実的には十中の位置に統合新校ということにならざるを得ないということかと思えます。地域の方の心情を考えると忍びないところもあるのです。東中野地域に学校がなくなってしまうということへの思いというのはわかるのですが、そこは中野の子どもたちへの教育環境を整備するということからご理解いただきたいというふうに思っているところです。本当は地域の真ん中に近い位置に校地を確保し、学校をつくるということが理想なのだろうとは思いますが、現実にはそれも難しいというふうには思っております。

高木委員長

新山小学校のPTAの方、保護者の方からも、「新山はだめな学校ではないですよ」というご意見をいただいておりますが、そのとおりで、我々もだめな学校だから統廃合ということでは全くないのです。まず一つは、絶対的な少子化があつて、特に中学校は、今、ピーク時の5分の1しか生徒数がない。ということは8割減ということですね。でも、ただ数合わせで減らすのではなくて、小学校と中学校の連携を深めて、中学校区を再編して、そこをユニットにして地域の支援をいただくということなのです。そうすると、我々もいろいろ検討した結果、区民全員の方が100%賛成とは言わないまでも、ある程度妥当な案ができたなど。それで、九つの中学校区を設定して、その中で、今、大島委員からも出たよ

うに、ぽかっと真ん中に土地があればいいのですけれども、日本で一、二の人口密集地域ですから、そんな適当な土地もないわけです。そうすると、ある程度ドミノみたいな形になってしまいますが、校区の中にある既存の学校をやりくりして、少しでも条件のいいところということでやらざるを得ないですね。確かに地域の方のその学校を愛する気持ちは非常にありがたいと思うのですけれども、一方で、申しわけないけれども、そこは客観的などころで判断していかないといけないです。これから子どもの数が、長期はわからないのですけれども、中期的にはふえそうもないのです。多少ふえたとしても、ピーク時まで戻るかという戻らない。今から倍増はしないと思います。

飛鳥馬委員

説明会の資料で、「白桜小学校に通っている子どもたちの姿を見てほしい。どのように通学しているか、実際に見るべきだ」という意見がありますけれども、これは何のことを言っているのかちょっとわかりますか。人数なのか。統合後の子どもの姿を見てほしいというのは。

副参事（学校再編担当）

説明会の中では、白桜小学校の通学距離が一番遠いところで1.4キロあります。その距離が小学校の低学年の子には少し長過ぎる、過酷だ、通学が大変だといったことから、白桜小に通わないといった現実があることを知っているのかといったような意見もありましたので、そういったことを言っているのかと思っております。

飛鳥馬委員

わかりました。

教育長

事務局で整理をしました課題等の整理の中で、委員長が先ほど項目を追って検討の状況をお話ししていただいたわけですが、最後の「学校再編以外の施策に係ること」ということについて、特に避難所の問題ですとか、統合後の跡地の活用などについて、私、事務局を統括している者として、今後、全庁的に区民の意見交換会で出された意見等について強力に各部で検討するよという要請もし、教育委員会の意向についてもお伝えをして、できる限り再編計画とそごを生じない時期に区の考え方が示せるように努力していきたいというふうに思っています。

山田委員

今、教育長からご発言いただいたわけですが、中野区というものの全体を考えた

中では、学校の跡地とかいうものは区民の財産なわけで、それを区民のためにどのように供与していくかということは大切なことではないか。前期の計画の中では、その辺までは考えが及びませんで、それは教育委員会で余り議論はしていなかったことですが、今回の説明会の中で区民の方々からそういった貴重なご意見をいただいているのは、それは区民の思いだと思いますので、それはぜひ教育長にご尽力いただいて、区民のために学校の跡地をきちんと使っていくという決意だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

もう1点、説明会の中で出てきている意見で大きい要素の一つが、前期の再編の検証とその対策が少し弱いのではないかなということではあったのですが、例えば、今の白桜小の問題もしかりで、その安全対策について説明が少し不足していたというふうに思っています。今回、素案をまとめる中で、安全対策なりについては早くにいろいろなご意見を聞きながら決めていくということで、先ほどの上鷲宮の地区も同じだと思うのですが、安全ということを確認していくということをしっかり私たちも発信して、ご協力を得るという基本スタンスは貫かなければいけないし、大切なことではないかなと思いますけれども、事務局、そのような考え方でよろしいですか。

副参事（学校再編担当）

意見交換会の中でも、「前期の再編計画の検証についてどうだったのか」というような意見もございました。検証の結果、改善策ということで、対応策という形でまとめているところですが、検証そのものについて記述がちょっと不足していたかなというふうに考えているところもあります。後ほど資料でご説明しようと思いますけれども、これからその対応策を盛り込むに当たりまして、検証の結果そのものについても多少追記をして説明をしていきたいなというふうに考えております。

高木委員長

それでは、具体的な追記の話になりましたので、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】からの変更点について」、事務局から説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、本日、資料としまして、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】からの変更点について」を用意しておりますので、説明をいたします。

この資料は、前回までの「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】」に関する意見交換会等を踏まえた課題等の整理について議論していただきました。その中で、課題の整

理がされたものについて作成をしております。現時点での素案からの変更点ですけれども、資料の1枚目に記載しております。大きく4点考えております。

1点目は、素案の5ページで、「小中学校の通学区域の状況」を説明している記述ですけれども、ここに「小中学校の連携の推進をする必要性」を追記したいというふうに考えております。

2点目は、素案の10ページで、「再編計画改定に関する考え方」の「基本的事項」の記述の中に、大規模改修、改築の説明がわかりにくいという話がありましたので、説明を追記いたします。

3点目が、素案の11ページで、「計画期間」の記述に、来年度示す統合と通学区域の変更の時期、それから再編計画（第2次）との関係が明確になるように追記をいたします。

4点目が、素案の11ページから12ページにかけての部分で「前期の学校再編を踏まえた課題への対応」の記述があるのですが、そこに「前期の学校再編での課題」を追記したいと考えております。ここが先ほど山田委員にご指摘いただいた部分でございます。

具体的な変更の内容ですが、1点目につきましては、資料の別添の1ページ目をごらんいただきたいと思います。変更した部分には下線を引いております。学校再編計画の改定に当たりましては、通学区域の整合性をできる限り図って小中連携を進めることを大きな柱としました。この小中連携を推進することの必要性について記述を追記したものです。

2点目については、次のページになりますけれども、⑥の部分です。大規模改修については、「建物の柱、コンクリート壁等を残したまま、ガス・上下水道や電気などの設備と屋上、内装、アルミサッシ窓等の改修を行うこと」というような追記をいたします。改築につきましては、「建て替え」というふうにわかりやすい表記を追記いたします。

3点目については、次のページですけれども、(2)の「計画期間」の最後の行です。来年度に示す統合と通学区域変更の時期と、この再編計画（第2次）との関係を明確にあらわすため、「この計画と一体のものとして」と追記いたします。

4点目が、次のページですけれども、「前期の学校再編を踏まえた課題への対応」の記述に、「対応」だけでなく、「前期の学校再編での課題」を追記するものです。追記した部分、それから、それに伴いまして必要になった見出し等の修正につきましては下線を引いております。

そのほか、てにをはの修正ですとか、誤解を避けるための記述の修正・追記などをしていくことを考えております。

資料の説明は以上でございます。

高木委員長

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

先ほどの5ページのところですけれども、「小中学校の連携の推進をする必要性」というのを追記していただきました。その5行目に「また、異なる校種の教員や地域の専門家による授業を推進することにより」と書いてありますが、これを読んでいくと、ここに出てくる「専門家」というのは、今のところの下から3行目に「また、地域との連携の視点として、『学校支援ボランティア』、『中学校区ごとに設置している地区懇談会』」と書いてある。ここでは、地域の方が来て授業を支援してくれること、このことを指しているのかどうかという確認です。「専門家」というふうに書いてありますので、この表現がよろしいかも含めて、特別にまだほかの専門家が来るのか、その辺の「専門家」という意味がわからないのですけれども、地域の方の支援だと「専門家」という表現が適切かどうかというのはあります。

もう1点は、今のところの真ん中辺よりちょっと下、「体力向上の視点では、『フラッグフットボールの小中一貫的な指導』、心の教育の視点では、『学習規律など、生活指導における連携の強化』や『上級生へのあこがれや達成感を育む小中合同行事の実施』を行うなど」と出てきています。小中で指導を連携してやる場合に、学習規律とか生活指導とかという、割と子どものしつけみたいなことが書いてあります。これはこれでよろしいと思うのですけれども、「心の教育の視点では」と出てくるので、「互いに協力する」とか「尊重する」とか、そういうのがあると、もうちょっと幅が出るのかなという気がするのです。いかがでしょうか。

指導室長

始めのほうで、「地域の専門家」というところなのですが、飛鳥馬委員がおっしゃったように、地域と連携した事業の展開というのは現在でも行われております。例えば、白桜小学校の例で言いますと、あそこは童謡の「たきび」のもとになったというようなことがあって、地域のお年寄りの方に来てもらってお話を聞くとか、その他、いろいろ地域の人たちに入ってきてもらって授業をするというのは今までも行われておりますので、そのことを意味しています。ですので、もし「専門家」という言葉に語弊があるようでしたら、少し言葉を選び直そうかなというふうに思っていますが、小中連携教育の中で地域に開かれ

た学校づくりは当然進めるべきことですので、その部分については記述をしたいなというふうに思っています。

それから、学習規律、生活指導云々というところなのですが、スペースも限られておりまして、ただ、校長先生たちと意見交換をしていく中で、小中連携というすごいことをやろうということももちろんあるのだけれども、もっとベースの部分で、子どもたちにとって大切な学習を下支えするものはきちんとうたうべきだろうということのご意見もいただいておりますので、あえて、学習規律や生活指導というあたりを記述しているところです。

補足をいたしますと、例えば、学習規律、生活指導のところ、今年、「家庭学習の手引」がちょっと遅くなってしまったのですが、これもできていますし、学習規律について教員向けのパンフレットもつくっておりますので、その辺の整合もとるためということでこの言葉を選んでおります。

大島委員

「学力向上の視点」というところなのですが、前に研究会でしたか、小中連携についての研究会を専門家の方にやっていただいたときに、まず、連携についての学習指導要領の内容なども取り込んだカリキュラムをつくったらどうかというような提案があったと思うのですが、そういうようなカリキュラムについてまで、ここにうたうのはできないのでしょうか。

指導室長

小中連携教育のことについては、「小中一貫教育」ということも言葉としてあります。カリキュラムまでを全部統一してやるというのは、小中一貫教育の考え方になるかと思うのです。中野区においては、その一貫のところまでは、物理的な制限も多々あるので、連携という形で、可能な限り、子どもの9年間の発達を踏まえた場合にどういうことが有効であるかというところを突き詰めようということで取り組んでいます。また、別途ご報告させていただきますが、一応、年次計画みたいなものをつくっていて、いろいろな要素を洗い出していますので、そのあたりで、学校長の学校経営方針もありますので、その中で、例えばこの中学校地区ではどこにポイントを絞ってやろうかということを進めていきたいというふうに現在のところ考えております。

飛鳥馬委員

もう一ついいですか。

今の連携のところですが、真ん中辺の右のほうに「小学校、中学校の教員が共通の重点

で行う学習指導」という言葉があります。「共通の重点」というのが、教育の内容とか方法とかいろいろあるのだらうと思うのですけれども、「重点」という表現でこれもよろしいのか。余り聞きなれないので。「共通の認識」とか「共通の視点」とかというのだとよく聞く言葉なのですが、「重点」とした特別な意味はあるのでしょうか。

指導室長

特別な意味はありません。いろいろな地区の先行事例を見ていきますと、最終的には、小学校、中学校の教員の意識が変わるということがこの小中連携教育の大きな成果だというふうにも書かれています。ですので、小学校の先生の考え方、中学校の先生の考え方のいいところをきちんとお互いに認識できる、そういうふうに持っていきたいなと思っています。ついては、漠然とすると、お互いに同床異夢みたいな形になってしまいますので、これとこれとこれは押さえましようねというところはきちんと焦点化をする必要があるというふうに考えておきまして、そういう意味で「重点」という言葉をここでは使わせていただいております。

山田委員

私もこの記述は、「具体的には」以下のところは非常に大切なことが書かれているかなと思うのですけれども、1点、「体力向上の視点では、『フラッグフットボールの小中一貫的な指導』」。もちろん、中野区は今、フラッグフットボールを一つの目玉としてやっているわけですが、フラッグフットボールだけではないと思うのですね。「などを通じて」とか、少し幅広く捉えていないと、ほかはやらないのかと捉えられてしまうとちょっとまずいかなというところが1点。

それから、先ほど飛鳥馬委員もおっしゃっていたように、心の教育の視点でということの書き込みがありますけれども、私も、今の子どもたちはなかなか兄弟姉妹がいない中で、異学年交流をどんどん進めることで、この「上級生へのあこがれや達成感」ということが出てくるのだらうと思うので、やはり異学年の交流がより進められるというような視点での記述が少しあったほうがいいのか、より具体的にわかってくるかなと。突然、「上級生へのあこがれ」と言いますと何かわかるのですけれども、記述としてはその辺を少しお考えいただいたほうがいいのかというふうに思っております。連携が進むことで、教員同士、子どもたち同士ということの連携で、学力、体力、そして心と、いろいろな面の醸成にかかわることができるということでは、この内容は書かれたほうがいいのかということではいいと思うのですけれども、多少、語句の訂正をされたほうがいいのかと

いうふうに思います。

指導室長

今、委員の方たちからいろいろご意見をいただきましたので、表現とか言葉については再度少し吟味していきたいと思います。

高木委員長

休憩いたします。

午前 11 時 00 分休憩

午前 11 時 17 分再開

高木委員長

再開します。

大島委員。

大島委員

私、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、前回の委員会から後、最近の区民の方への説明とかの動きのことでもう一度整理したいので、事務局に伺いたいのです。

最近、意見交換会ではなくて説明会でしょうか、開いたかと思うのですけれども、どういう地域でどういう方に来ていただいて、内容的にはどんな説明をしたとか、質疑応答のこととか、状況をちょっと教えていただけますでしょうか。

副参事（学校再編担当）

先週の教育委員会で報告した後の説明会の状況をご報告いたします。

12月19日、東中野四丁目町会が主催しまして説明会を開くということでしたので、行ってまいりました。東中野四丁目主催ということだったのですけれども、特に四丁目の方に限らず広く出席を呼びかけたということで、当日は38人ぐらい出席されていました。四丁目の方だけでなく、いろいろな地域からお見えになっていたようです。

当日出された意見としましては、先週報告した内容とかなりの部分で重複する部分がございます。出席された方も、三中での意見交換会、五丁目で開いた説明会、四丁目の説明会に全部出ているというふうにおっしゃって意見を申されていた方もいらっしゃいました。その中では、一番強い思いが「三中を残してほしい」ということです。「そのためには、そもそも再編をしないでほしい」ということ、それから、「再編は必要だろう。再編をする場合に当たっても、三中・十中を統合するのであれば、三中を統合新校として残してほしい」ということ。その理由としましては、「前期の再編計画で東中野の地域からは小学

校が統合してなくなってしまった。さらに中学校もなくなるのは地域としては地域活動の拠点を失っていくことにつながるので、ぜひ残してほしい」「地域においては学校は核になる施設ですので、地域から学校がなくなると地域の活性化が失われる」「子どもを育てにくくなるので子どもがさらに減ってしまう」といったようなこと、さまざまなことをおっしゃって、「三中は残してほしい」というようなことを言われております。

前回からの説明会の状況は以上のとおりです。

高木委員長

よろしいですか。

(発言する者なし)

高木委員長

それでは、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】について」は、本日の協議内容を踏まえ、今後さらに協議を進めたいと思いますので、事務局は準備をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第7回臨時会を閉じます。

午前11時23分閉会